

目次

- 1 高次脳機能障がい者が利用可能な社会資源について



果物がおいしい季節になりました。柿には、ビタミンCが多く含まれており、果物の中でもトップクラスだそうです。

1. 高次脳機能障がい者が利用可能な社会資源について

高次脳機能障がいを持つことによって、生活上での困りごとが生じてくることがあると思います。今号では、そういう時に役立つ社会資源についてご紹介したいと思います。

<精神障害者保健福祉手帳の取得>

精神障害者保健福祉手帳を取得すれば、ハローワークで一般企業の障がい者枠で仕事に就く相談ができます。また、公共料金の割引や税金の控除・減免が受けられます。



<総合支援法の利用>

高次脳機能障がいの診断書や、精神障害者保健福祉手帳があれば、総合支援法の申請ができ、日常生活の自立に向けた訓練や、就労のための訓練を受けることができます。必要に応じヘルパーなども利用できます。

※40歳～64歳で、高次脳機能障がいになった原因が脳卒中の方は**介護保険制度**も利用することができます。

<就労支援機関の支援を受ける>

機関の詳細については、メールニュース第31、32号の記事をご参照ください。※[岩手県内の就労支援機関](#)

<福祉的就労をする>

一般企業での就労が困難な場合は、**就労継続支援 A 型**(雇用契約あり)・**B 型**(雇用契約なし)事業所などを利用すれば、それぞれに合った作業活動を行うことができます。また、**就労移行支援**を利用して、就職に向けたトレーニングを受けることもできます。



<当事者・家族の会や、相談支援機関とつながる>

高次脳機能障がい者と家族の会「いわて脳外傷友の会イーハトーヴ」で定期的な活動があります。<http://blog.canpan.info/i-hato-v2/>

岩手県総合相談センター、いわてリハビリテーションセンターでも随時相談を受け付けています。

制度利用のためには、医師による診断や、一定の要件を満たしている必要があります。まずは市町村の福祉担当窓口やかかりつけ医、相談支援機関にご相談ください。